

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

児童虐待防止対策の強化について（平成22年の主な対策）

【背景】

- 平成22年に入ってから、相次ぐ児童虐待の疑いによる死亡事件。
- 平成21年度の児童相談所の虐待相談対応件数は過去最高 44,211件
- 平成20年度の虐待による死亡事件は過去最高 64件(心中を除く)
- 住民の特定できない死亡事件の発生



児童虐待による死亡事件の再発防止のため、以下の取組を特に実施

1 児童の安全確認の徹底

- ・虐待の通告のあった子どもの安全確認の徹底を全国の児童相談所に指示
→ 平成22年8月2日通知発出。8月26日児童相談所長会議でも徹底。
- ・虐待通告のあった事例についての安全確認の実施状況について調査結果を公表
→ 平成22年9月30日公表。
- ・居住者が特定できない事案における出頭要求、立入調査、臨検・搜索等の手法を提示
→ 平成22年8月26日通知発出。児童、保護者の氏名が特定できなくても出頭要求等が可能な旨を明示。
- ・虐待通告のあった児童の安全確認手引きを作成
→ 平成22年9月30日公表。安全確認が困難な事例についての対応・仕方、強制立入の手順等のマニュアル化)

2 関係機関との連携強化

- 学校等から市町村・児童相談所へ虐待の疑いのある子どもの出欠状況等の情報提供を行う仕組みの構築
→ 平成22年3月24日通知発出。
- 乳幼児健診未受診者の把握及び受診勧奨の徹底による母子保健分野と児童福祉分野の連携強化
→ 平成22年7月28日通知発出。
- 関係団体に、虐待の通告窓口の周知及び児童相談所の調査協力の依頼
→ 平成22年8月26日通知発出。福祉、保健、教育等の関係団体に加え、不動産業界やコンビニ業界等へも依頼。

3 死亡事例の検証

- 児童虐待による死亡事例等の検証結果を公表
→ 平成22年7月28日公表。地方公共団体や国への提言が盛り込まれる。

4 相談・通告窓口の周知徹底

- 政府広報等を活用した子育て相談や虐待通告窓口の周知徹底。11月の児童虐待防止推進月間において、集中的に広報。
→ 児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

虐待通告を受けた児童の安全確認について

4月～6月の虐待通告13,469件、うち8月30日時点で安全が確認できないケースが261件

○児童の安全確認調査の結果

本年7月に大阪市で起きた2幼児死亡事件を受け、厚生労働省は都道府県や指定都市、児童相談所設置市に対し、4月1日から3カ月間の虐待通告件数と、直接目で確認した子どもの安全確認の状況を早急に調べて報告するよう求めた。当省が全国の虐待通告のあった子どもの安全確認の状況を取りまとめるのは初めて。

集計の結果、虐待通告を受けた件数は13,469件で、うち8月30日時点で安全が確認できていないケースが261件あることが判明。また、3月31日までに安全確認していながら、その後子どもの状況が分からなくなっているケースが27件あることが分かった。

集計結果の詳細は以下の通り。

1 児童相談所での安全確認の状況

4月1日から6月30日の間の虐待通告件数	13,469件
うち、安全確認の必要あり	12,920件

8月30日時点で安全確認できず	261件
うち「住所等が特定できない」が238件で全体の9割。	

2 3月末日までに安全確認できていた子どもの再確認状況

6月30日までに子どもの姿を確認できず	254件
8月30日時点で安全再確認できず	27件

児童の安全確認の徹底に係る調査結果について

1 児童相談所における安全確認（児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により子どもを直接目視することにより行うことをいう。以下同じ。）の状況

①	平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に受理した虐待通告の件数	13,469件
②	①のうち、平成22年8月10日までに児童の安全確認が必要と認められた件数（本人が相談に来た場合など、その場で安全確認ができたものを除く）	12,920件
③	②のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができていない件数	12,641件
④	②のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができていない件数	279件
	内訳	
	住所等が特定できていない	243件
	訪問するが拒否	8件
	その他	28件
⑤	④のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全確認ができた件数	18件
	内訳	
	家庭訪問により確認	9件
	立入調査により確認	-件
	出頭要求等により確認	1件
	その他	8件
⑥	④のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全確認ができていない件数	261件
	内訳	
	住所等が特定できていない	238件
	行方不明	6件
	対応中	14件
	その他	3件

2 児童の安全確認ができた事例の再確認の状況

①	平成22年3月31日以前に受理した虐待通告で、そのときには児童の安全確認ができたものの、その後、平成22年6月30日までの間に子どもの姿が確認できない状態に陥っている件数	254件
②	①のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	158件
③	①のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	96件
	内訳	
	行方不明	18件
	訪問するが拒否	21件
	その他	57件
④	③のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全再確認ができた件数	69件
	内訳	
	家庭訪問により確認	20件
	立入調査により確認	-件
	出頭要求等により確認	1件
	その他	48件
⑤	③のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	27件
	内訳	
	行方不明	13件
	対応中	13件
	他の自治体へ転出	1件

「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」の概要

1. 趣旨

児童虐待による痛ましい死亡事件等が後を絶たない状況にあり、児童相談所が専門機関として対応に万全を期すことが必要である。

このため、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るために「子ども虐待の対応の手引き」(厚生省児童家庭局企画課長通知)に規定する「通告・相談への対応」及び「調査及び保護者・子どもへのアプローチ」を基に、対応における着眼点や工夫例等を盛り込み、児童相談所の執務の参考となる手引きを作成し、通知(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「虐待通告のあった児童の安全確認の手引きについて」(平成22年9月30日雇児総発0930第2号))するものである。

2. 主な内容

(1) 構成内容

児童相談所が、虐待通告を受理した時点から子どもの安全を確認するまでの一連の過程において生じる様々な問題を前提にして対応の手順を記載。

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方
2. 虐待通告受付時の対応の基本事項
3. 虐待通告があった場合の対応の基本事項
4. 安全確認における基本事項
5. 拒否的な保護者等への対応の参考例
6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索についての基本事項
7. 立入調査に当たっての留意点
8. 出頭要求・再出頭要求に関する留意点
9. 臨検・捜索に関する留意点
10. 平素からの警察との連携体制の整備

(参考1) 臨検・捜索に係る裁判所への許可状請求のための資料

(参考2) 安全確認ができないケースについての対応例

(2) 新たに盛り込んだ主なもの

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方を記載
2. 安全確認が行えない場合の対応方針を記載
3. 通告時、家庭訪問時、社会調査時等において取組実例などを対応の流れの中に記載
4. 平素からの警察との連携体制の整備について記載
5. 臨検・捜索を行った自治体の裁判官への許可状申請書類のリストを参考として記載
6. 自治体から報告のあった工夫事例の主なものを参考として記載

児童相談所全国共通ダイヤルについて

共通ダイヤル設置の背景

- 児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持っていたにもかかわらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースが散見される。
- また、相談者の利便性向上のため、どこの地域に居ても、共通の電話番号によって近くの相談窓口で電話が繋がる仕組みの導入も強く求められている。
- このため、育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、躊躇せず児童相談所に相談できるよう、全国共通の番号によって管轄の児童相談所に電話を転送する、「児童相談所全国共通ダイヤル」を平成21年10月1日より開始。

共通ダイヤルの概要

1. 共通ダイヤルの番号

0570-064-000

- ※ PHSや一部のIP電話からはつながりません。
- ※ プッシュ信号が出せない電話からは郵便番号等の入力できません。
- ※ 一部、本システムに未加入の地域があります。
(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。)
→ 加入率 95.1%(平成23年1月25日現在)

2. 仕組み

1. の番号にかけると、発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話を転送。

【主な転送パターン】

- ① 固定電話から発信した場合
 - ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
 - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話から発信した場合
 - ・ ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号(7桁)を入力してもらい、管轄児童相談所を特定